

## 院外処方箋における疑義照会プロトコル

令和3年2月18日  
ニュー天草病院 薬局

### 【処方変更に係わる原則】

- ① 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、その指示に従う。
- ② 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を厳守した変更とする。
- ③ 患者に十分な説明(服用方法、安定性、価格等)を行い、同意を得た上で変更する。
- ④ 保険調剤薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、院外処方に関する保険調剤薬局からの疑義照会に関して、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたものとして、処方医への同意確認を不要とする項目(①～④)の対応を認める。  
※薬剤師法第 24 条を侵すものではない。
- ⑤ 本プロトコルは、当院及び保険薬局双方による「院外処方箋における疑義照会プロトコル合意書」の締結をもって実施されること。

### 【院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目】

(ただし、麻薬に関するものは除く)(疑義照会不要の具体例については別紙参照)  
保険調剤薬局は事後に変更内容の詳細を当院宛に FAX で報告すること。

- ① 成分名が同一のものを銘柄変更する事。(後発品→先発品への変更も含む)
- ② 剤形を変更する事。(同分類の範囲内で変更可能)
- ③ 別規格製剤がある場合の処方規格を変更すること事。  
(外用薬、効能効果、用法用量が異なる場合を除く)
- ④ 患者希望あるいはアドヒアランス等の理由により一包化調剤する事。
- ⑤ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤する事。  
(外用薬の本数の変更も含む)。

### 【プロトコル以外の疑義照会】

※本プロトコル以外の疑義照会に関しましては、処方医へ直接お願い致します。  
ニュー天草病院 TEL : 0969-22-3191(代表)

### 【処方変更後・調剤後の連絡】

本プロトコルに基づいて、処方変更し調剤した場合は、院外処方箋のコピーに変更内容を記入または、施設間患者服薬状況等連絡書（当院ホームページに掲載）に記入して、FAX 送信してください。

- ・各項目①②③④に関しては同一薬剤・同一内容の報告は、変更初回時のみ情報提供をお願いします。2回目以降は必要ありません。
- ・既に定期的に通院中の患者さんも、合意締結後、初回は変更の報告をお願いします
- ・項目⑤に関しては、日数変更後、その都度、情報提供をお願いします。

※変更の報告は、なるべく当日中をお願いします。保険請求の関係上、月末の場合は、その月内の報告をお願いします。

### 【合意書のご提出の流れ】

本プロトコルに参画していただける場合は、合意書を作成していただく必要があります。

- ① 作成部数:1部
- ② 記載事項を記入 ※運用日は、空欄にしてください。
- ③ 代表者については、開設者または管理薬剤師の方をお願いします。  
※複数薬剤師がおられる薬局は、代表者の方が周知していただきますようお願いいたします。
- ④ 記入が終わりましたら、1部郵送もしくはご持参ください。
- ⑤ 当院院長印を押印して、合意書原本を郵送もしくは持参します。  
※当院でもコピーを取り、控えを保管しておきます。

ニュー天草病院

FAX : 0969-24-0391(代表)

### 【本件に関する問い合わせ窓口】

ニュー天草病院 薬局 西村 久

TEL : 0969-22-3191(代表)

受付時間 平日 : 14 : 00 ~ 16 : 00

疑義照会不要の具体例（ただし、麻薬に関する処方を除く）

No	項目	例
①	成分名が同一のものを銘柄変更すること。	ジャヌビア錠25mg ⇔ グラクティブ錠25mg アムロジピン錠5mg → アムロジン錠5mg
	<p>※必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更してください。</p> <p>※後発品→先発品でも可能</p> <p>※一般名処方を調剤した場合も含む</p>	
②	剤形を変更すること。	アムロジピン錠5mg → アムロジピンOD錠5mg
	<p>※外用薬、効能効果、用法用量が異なる場合を除く</p> <p>※必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更してください。</p> <p>※効能効果、用法・用量が異なる場合は変更不可。</p> <p>※外用薬の変更は不可。（軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏）</p> <p>※次に掲げる分類の範囲内で変更可能</p> <p>ア：錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤</p> <p>イ：散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）</p> <p>ウ：液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）</p> <p>※安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行ってください。</p>	
③	別規格製剤がある場合の処方規格を変更すること。	5mg錠1回2錠 → 10mg錠1回1錠 10mg錠1回0.5錠 → 5mg錠1回1錠 0.5mg錠1回8錠 → 4mg錠1回1錠
	<p>※必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更してください。</p>	
④	患者希望あるいはアドヒアランス等の理由により一包化調剤すること。	
	<p>※一包化加算を算定する場合は、料金の変更が生じるので必ず患者負担額について説明後、患者に同意を得て調剤する。</p>	
⑤	<p>薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用薬の本数の変更も含む）。</p> <p>※本項目は、残薬による日数調整に限る。</p> <p>それ以外は、必ず疑義照会を行ってください。</p>	<p>○：プラビックス錠75mg 30日分 → 27日分 （3日分残数があるため）</p> <p>○：ルリコンクリーム1% 3本 → 2本 （1本残薬があるため）</p> <p>○：カマグ錠500mg → 削除 （次回、診察日まで残薬があるため）</p>